

四国中央市低入札価格審査会要綱

平成16年4月1日

訓令第45号

(設置)

第1条 市が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びにこの工事に関する調査、測量及び設計業務（以下「市工事」という。）の競争入札における低価格による入札に関し、当該入札価格による契約の締結の適否について審査を行うため、四国中央市低入札価格審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(組織等)

第2条 審査会は、委員長及び委員若干人で組織する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 委員は、総務部長、事業担当各部長及び事業担当各課長をもって充てる。

(会議)

第3条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。

3 委員が会議に出席できないときは、当該委員があらかじめ指定した者がその職務を代理する。

4 委員長が必要と認めるときは、会議を開催しないで議事を決定することができる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第4条 委員長、委員及び会議出席職員は、会議の内容を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、契約担当課において処理する。

(雑則)

第6条 この訓令に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、市

長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月19日訓令第7号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日訓令第22号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日訓令第13号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条中四国中央市公正入札調査委員会要綱第6条の改正規定、第2条中四国中央市低入札価格審査会要綱第6条の改正規定及び第4条中四国中央市談合情報対応マニュアル第3 個別手続の手順等第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日訓令第9号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月19日訓令第7号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日訓令第6号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。